さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。
ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。



第18回
定時株主総会招集ご通知

開催日時　2022年６月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル 本館５階
「コンコードボールルーム」

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	定款の一部変更の件
第３号議案	監査等委員でない取締役８名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案	補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

株主さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況をご確認のうえ、健康と安全面から本総会へのご出席は慎重なご判断をお願い申しあげます。

株主総会ライブ中継のご案内
株主総会の模様をライブ中継にてご覧いただけます。

株式会社 T&Dホールディングス

証券コード：8795

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症により罹患された方とそのご家族のみなさま、事業等に影響を受けておられるみなさまには心よりお見舞いを申しあげるとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

当社は、2021年４月を始期とするグループ長期ビジョン「Try&Discover2025」に基づき、グループ共通の価値観を醸成し、ビジョンに沿った成長戦略を実践することで、持続的な成長を実現してまいります。

さて、当社第18回定時株主総会を６月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

グループ経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。

グループ経営ビジョン

保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。
ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。

2022年６月

代表取締役社長　上原弘久



目　次

(頁)

第18回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会の開催概要及び議決権行使についてのご案内を記載しております。

株主総会参考書類（株主総会で決議いただく事項）

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 5
第２号議案　定款の一部変更の件 …… 6
第３号議案　監査等委員でない取締役８名選任の件 …… 9
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件 …… 15
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 19

事業報告書 …… 22

2021年度の取組み、今後の課題等をご説明しております。
＜ご参考資料＞　１．ガバナンス態勢
２．政策保有株式の考え方
３．サステナビリティの取組み　～SDGsへの貢献～
４．用語解説

計算書類等 …… 53

当社グループ及び当社単体の財務情報を記載しております。
・2021年度連結貸借対照表・連結損益計算書
・2021年度貸借対照表・損益計算書

監査報告書 …… 57

会計監査人及び監査等委員会の監査結果を記載しております。
・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
・会計監査人の監査報告書 謄本
・監査等委員会の監査報告 謄本

証券コード　8795
2022年６月６日

株主のみなさまへ

東京都中央区日本橋二丁目７番１号
株式会社 T&Dホールディングス
代表取締役社長　上　原　弘　久

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、「議決権行使についてのご案内」（３頁～４頁）に沿って、2022年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
　また、株主総会当日の様子はライブ中継を通じてご覧いただくことができます。詳細は、「第18回定時株主総会ライブ中継及び事前質問のご案内」（別紙）をご参照ください。

敬　具

記

1. 日　　時　2022年６月28日（火曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
　　京王プラザホテル　本館５階「コンコードボールルーム」
3. 株主総会の目的である事項
　報告事項　1. 2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告書、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款の一部変更の件
　　第３号議案　監査等委員でない取締役８名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主さまへのお願い

- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使いただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
- 本総会へのご出席をご検討されている株主さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況をご確認のうえ、健康と安全面から慎重なご判断をお願い申しあげます。
- 咳や発熱等の症状がある方は、ご自身の体調及び周囲への影響にご配慮いただき、株主総会へのご出席をお控えください。
- 必ずマスクを着用ください。発熱・体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

株主のみなさまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申しあげます。
<当社ウェブサイト> https://www.td-holdings.co.jp/

インターネットでご質問を受け付けます

- 株主総会会場にご来場されない株主さまの便宜のため、当社に関するご質問を、インターネットで受け付けております。ポータルサイトにログインいただき、画面の案内に従ってカテゴリの選択と事前質問の入力をお願いいたします。株主のみなさまの関心の高い事項につきましては、株主総会当日又は当社ウェブサイトで取り上げさせていただく予定です。
- 準備の都合上、6月22日（水曜日）午後5時までにご送信いただきたくご協力をお願い申しあげます。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

ポータルサイト	https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

◎お知らせ

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

①事業報告書の「企業集団の主要な事務所の状況」「企業集団の従業員の状況」「企業集団の主要な借入先の状況」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保するための体制」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」「その他」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類の事業報告書、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するのに際して、監査をした事業報告書、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告書、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
また、本株主総会招集ご通知の英訳は、当社ウェブサイトでご覧いただけます。

当社ウェブサイト	https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/
同英訳(English)	https://www.td-holdings.co.jp/en/ir/stock/meeting/

T&D株主総会　検索

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。
なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

▌インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト▶https://evote.tr.mufg.jp/ にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

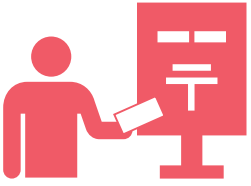
議決権行使期限　2022年６月27日（月曜日）午後５時まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。 >>>

みなさまの「インターネットによる議決権行使」が学生支援に貢献します

当社は、インターネットによる議決権行使を推奨いたします。
インターネットによる議決権行使をご利用いただいた場合、郵送費用が削減されます。
この削減される郵送費用を、「日本学生支援機構」に寄付いたします。

▌書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限　2022年６月27日（月曜日）午後５時到着

議決権電子行使プラットフォームについて

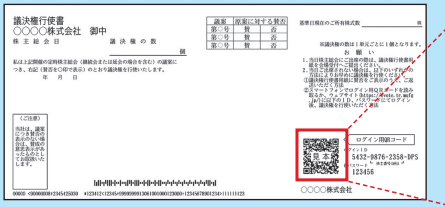
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

>>> インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト▶https://evote.tr.mufg.jp/** にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

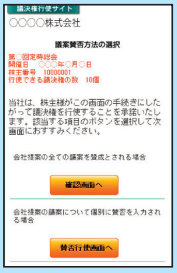


議決権行使書副票（右側）

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



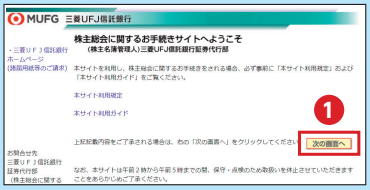
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

パソコンの場合　ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

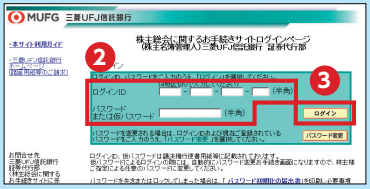
❶「次の画面へ」をクリック



2 ログインする

❷ お手元の**議決権行使書用紙の右下**に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

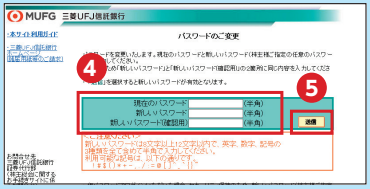
❸「ログイン」をクリック



3 パスワードを変更する

❹ 現在のパスワードと株主さまがご使用になる新しいパスワードをそれぞれ入力

❺「送信」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） **0120-173-027**

（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

株主還元につきましては、当社及びグループ会社の経営の健全性維持に留意し、グループとして必要な内部留保を確保したうえで株主価値の向上に取り組み、安定的な利益配分を実施していくことを基本方針としております。

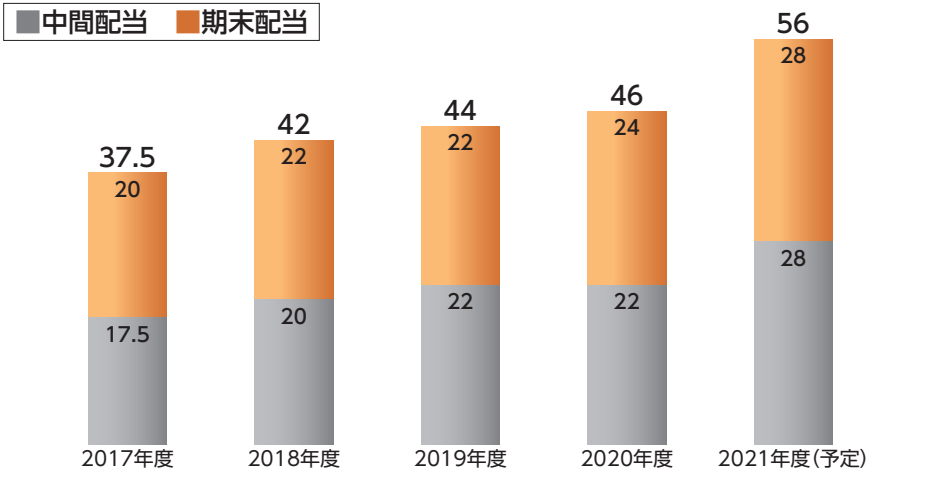
この方針に従い、当期の業績等を勘案し、期末配当につきましては、１株につき28円とさせていただきたいと存じます。中間配当として１株につき28円をお支払いしておりますので、2021年度の年間配当は１株につき56円となります。

これは、2020年度の年間配当である１株につき46円に比べ、10円の増配となります。

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金28円、総額15,751,162,084円
3. 剰余金の配当がその効力を生ずる日
   2022年６月29日

＜ご参考＞

■ １株当たり配当金の推移　　（単位：円）



第２号議案　定款の一部変更の件

１．提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

（１）保険持株会社の業務範囲拡大に伴う事業目的の追加

保険業法の改正により、保険持株会社が行うことができる業務の範囲の見直しが実施されたことを受け、現行定款第２条（目的）を変更し、事業目的を追加するものであります。

（２）株主総会資料の電子提供制度に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年９月１日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨（変更案第14条第１項）及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨（変更案第14条第２項）を規定するものであります。

また、変更案第14条第１項の規定に伴い、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります（変更案附則第３条）。

（３）剰余金の取締役会授権に関する変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設し（変更案第31条）、現行定款第32条（剰余金の配当）を変更するとともに、変更案第31条の一部と内容が重複する現行定款第７条及び第33条の規定を削除するものであります。なお、会社法第460条第１項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

（４）補欠の監査等委員である取締役の任期等に関する変更

法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする規定（変更案第19条第３項）、及び補欠の監査等委員である取締役を選任した場合の当該決議の効力を２年とする規定（変更案第19条第４項）を新設するものであります。

（５）その他所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　　的） 第２条　当会社は、保険持株会社として、次に掲げる業務を行うことを目的とする。 (1) 生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 (2) その他前号に掲げる業務に附帯する業務 ＜新　設＞	（目　　的） 第２条　当会社は、保険持株会社として、次に掲げる業務を行うことを目的とする。 (1) 生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 (2) その他前号に掲げる業務に附帯する業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	＜削　除＞
第８条～第14条　　＜条文省略＞	第７条～第13条　　＜現行どおり＞
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） **第15条**　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜削　除＞
＜新　設＞	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第19条　　＜条文省略＞	第15条～第18条　　＜現行どおり＞
（取締役の任期） 第20条　　＜条文省略＞ ②　　＜条文省略＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞	（取締役の任期） 第19条　　＜現行どおり＞ ②　　＜現行どおり＞ ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第21条～第31条　　＜条文省略＞	第20条～第30条　　＜現行どおり＞
＜新　設＞	(剰余金の配当等の決定機関) 第31条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(剰余金の配当) 第32条　剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に行う。	(剰余金の配当の基準日) 第32条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
(中間配当) 第33条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、中間配当という。）をすることができる。	＜削　除＞
第34条　　＜条文省略＞	第33条　　＜現行どおり＞
附　則 (監査役の責任免除に関する経過処置) 第１条　　＜条文省略＞ 第２条　　＜条文省略＞ ＜新　設＞	附　則 (監査役の責任免除に関する経過処置) 第１条　　＜現行どおり＞ 第２条　　＜現行どおり＞ (電子提供措置等に関する効力発生日) 第３条　変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条はなお効力を有する。 ③ 本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　監査等委員でない取締役８名選任の件

監査等委員でない取締役　上原弘久氏、森中哉也氏、永田光宏氏、大庫直樹氏、渡邊賢作氏、副島直樹氏、北原睦朗氏の７名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会における多様性の確保及び監督機能の一層の強化により、コーポレート・ガバナンスの拡充を図るため、監査等委員でない取締役８名（うち６名は再任候補者、２名は新任候補者です。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏　名　（年　齢）	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	上原弘久（満60歳）再任	代表取締役社長	17回すべてに出席
2	森中哉也（満60歳）再任	代表取締役副社長 経営企画部管掌	17回すべてに出席
3	森山昌彦（満56歳）新任	専務執行役員 サステナビリティ推進部管掌 経営企画部担当	－
4	大庫直樹（満60歳）再任 社外取締役 独立役員	取締役	17回中16回出席
5	渡邊賢作（満51歳）再任 社外取締役 独立役員	取締役	17回すべてに出席
6	松田千恵子（満57歳）新任 社外取締役 独立役員	－	－
7	副島直樹（満63歳）再任	取締役	17回すべてに出席
8	北原睦朗（満62歳）再任	取締役	14回すべてに出席

再任…再任取締役候補者　新任…新任取締役候補者　社外取締役…社外取締役候補者　独立役員…株式会社東京証券取引所届出独立役員

（注）１．上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
　　２．候補者の年齢は本総会終結時のものであります。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役候補者の選任について、指名・報酬委員会の審議の状況等について確認した結果、選任プロセスは適切であり特段の意見は無いとの結論に至りました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定める報酬の決定方針に基づき適切なプロセスを経て決定されていることを確認しており特段の意見は無いとの結論に至りました。

●第３号及び第４号議案が承認された後の監査等委員である取締役を含めた取締役会の構成

取締役会		13名（うち社外取締役６名（女性２名））
	監査等委員会	５名（うち社外取締役３名（女性１名））

候補者番号 1

上原 弘久（うえはら ひろひさ）

生年月日 ▶ 1962年1月25日生
所有する当社の株式数 ▶ 51,600株
再任



取締役会出席状況
17回すべてに出席
取締役在任年数
5年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1984年 4 月	太陽生命保険相互会社入社
2005年 2 月	T&Dアセットマネジメント株式会社 取締役
2011年 4 月	当社執行役員
2012年 4 月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 取締役
2014年 4 月	太陽生命保険株式会社執行役員
2014年 6 月	同社取締役執行役員
2015年 4 月	同社取締役常務執行役員
2016年 4 月	同社取締役専務執行役員
2017年 4 月	同社取締役
2017年 4 月	当社副社長執行役員
2017年 6 月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 取締役
2017年 6 月	当社代表取締役副社長
2018年 4 月	当社代表取締役社長（現任）

地位及び担当
代表取締役社長

重要な兼職の状況
—

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び営業等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画の部門の担当経験を有するとともに、代表取締役副社長を経て、現在、代表取締役社長を務める等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 2

森中 哉也（もりなか かなや）

生年月日 ▶ 1962年3月17日生
所有する当社の株式数 ▶ 28,400株
再任



取締役会出席状況
17回すべてに出席
取締役在任年数
2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1984年 4 月	大同生命保険相互会社入社
2010年 4 月	大同生命保険株式会社執行役員
2013年 4 月	同社常務執行役員
2015年 6 月	同社取締役常務執行役員
2017年 4 月	同社取締役専務執行役員
2019年 6 月	同社代表取締役専務執行役員
2020年 4 月	同社取締役（現任）
2020年 4 月	当社副社長執行役員
2020年 6 月	当社代表取締役副社長（現任）
2021年 6 月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 取締役（現任）

地位及び担当
代表取締役副社長
経営企画部管掌

重要な兼職の状況
大同生命保険株式会社
取締役
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
取締役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、営業、商品、企画及び人事等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画及びサステナビリティ推進の部門の担当経験を有するとともに、現在、代表取締役副社長を務める等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 3

森山 昌彦（もりやま まさひこ）

生年月日 ▶ 1965年8月16日生
所有する当社の株式数 ▶ 11,300株

新任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1989年 4 月　大同生命保険相互会社入社
2016年 4 月　大同生命保険株式会社執行役員
2019年 4 月　同社常務執行役員
2019年 6 月　同社取締役常務執行役員
2022年 4 月　同社取締役（現任）
2022年 4 月　当社専務執行役員（現任）

地位及び担当

専務執行役員
サステナビリティ推進部管掌
経営企画部担当

重要な兼職の状況

大同生命保険株式会社
取締役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

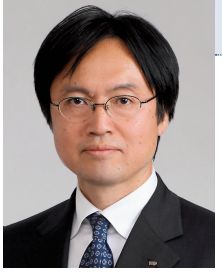
当社グループにおいて、営業、商品、企画及びシステム等の業務経験を有しております。また、当社において、経営企画の部門を担当する等、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 4

大庫 直樹（おおご なおき）

生年月日 ▶ 1962年4月27日生
所有する当社の株式数 ▶ 3,200株

再任
社外取締役
独立役員



取締役会出席状況
17回中16回出席
取締役在任年数
5年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1985年 4 月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
1999年 7 月　同社パートナー
2005年 7 月　GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（現 新生フィナンシャル株式会社）執行役員
2008年 8 月　ルートエフ株式会社代表取締役（現任）
2014年 6 月　株式会社オリエントコーポレーション取締役（現任）
2017年 6 月　当社取締役（現任）

地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

ルートエフ株式会社代表取締役
株式会社オリエントコーポレーション
取締役

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

外資系コンサルティング会社のパートナー（共同経営者）等を経て、ルートエフ株式会社の代表取締役として、グローバルな視点と高い見識を活かし、金融分野を中心としたコンサルティングサービスを行うなど、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、引き続き、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者としました。

候補者番号 5



取締役会出席状況
17回すべてに出席
取締役在任年数
2年（本総会終結時）

渡邊 賢作（わたなべ けんさく）

生年月日 ▶ 1971年2月17日生
所有する当社の株式数 ▶ 700株

再任
社外取締役
独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

■ 略歴

1997年 4 月	弁護士登録
2016年 6 月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 監査役
2020年 6 月	当社取締役（現任）

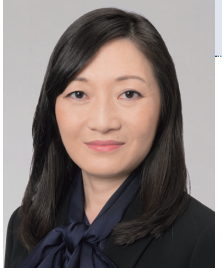
■ 地位及び担当
取締役

■ 重要な兼職の状況
弁護士

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者としました。
なお、同氏は社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

候補者番号 6



松田 千恵子（まつだ ちえこ）

生年月日 ▶ 1964年11月18日生
所有する当社の株式数 ▶ 0株

新任
社外取締役
独立役員

略歴及び重要な兼職の状況

■ 略歴

1987年 4 月	株式会社日本長期信用銀行入行
2006年10月	ブーズ・アンド・カンパニー株式会社 ヴァイスプレジデント（パートナー）
2011年 4 月	東京都立大学 経済経営学部 教授(現任) 同大学大学院 経営学研究科 教授(現任)
2020年 3 月	キリンホールディングス株式会社 取締役（現任）
2020年 6 月	株式会社IHI取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況
東京都立大学経済経営学部教授
同大学大学院経営学研究科教授
キリンホールディングス株式会社 取締役
株式会社IHI取締役

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

外資系コンサルティング会社のパートナー（共同経営者）等を経て、東京都立大学経済経営学部教授及び同大学大学院経営学研究科教授として、経営に関する高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない社外取締役候補者としました。

候補者番号 7

副島 直樹（そえじま なおき）

生年月日 ▶ 1958年11月20日生
所有する当社の株式数 ▶ 21,710株

再任



取締役会出席状況
17回すべてに出席
取締役在任年数
3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1981年４月　太陽生命保険相互会社入社
2009年４月　太陽生命保険株式会社執行役員
2011年４月　同社常務執行役員
2011年６月　同社取締役常務執行役員
2014年４月　同社代表取締役専務執行役員
2016年４月　同社代表取締役副社長
2019年４月　同社代表取締役社長（現任）
2019年６月　当社取締役（現任）

地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、商品、企画及び営業等の業務経験を有するとともに、現在、太陽生命保険株式会社において代表取締役社長を務めております。また、当社において、取締役に就任しており、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者番号 8

北原 睦朗（きたはら むつろう）

生年月日 ▶ 1959年11月7日生
所有する当社の株式数 ▶ 34,300株

再任



取締役会出席状況
14回すべてに出席
取締役在任年数
1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1982年４月　大同生命保険相互会社入社
2010年４月　大同生命保険株式会社執行役員
2013年４月　同社常務執行役員
2013年６月　同社取締役常務執行役員
2015年４月　当社常務執行役員
2016年４月　大同生命保険株式会社
　　取締役専務執行役員
2017年４月　当社専務執行役員
2019年６月　大同生命保険株式会社
　　代表取締役専務執行役員
2020年４月　同社代表取締役副社長
2021年４月　同社代表取締役社長（現任）
2021年６月　当社取締役（現任）

地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

大同生命保険株式会社
代表取締役社長

監査等委員でない取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、商品、企画及び人事等の業務経験を有するとともに、現在、大同生命保険株式会社において代表取締役社長を務めております。また、当社において、取締役に就任しており、保険持株会社及び保険会社等の経営に係る豊富な知識・経験を活かし、引き続き、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員でない取締役候補者としました。

〈監査等委員でない社外取締役候補者に関する注記〉

1. 大庫直樹氏、渡邊賢作氏、松田千恵子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し、大庫直樹氏、渡邊賢作氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、松田千恵子氏の選任が承認された場合、同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。なお、大庫直樹氏、渡邊賢作氏、松田千恵子氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 当社は大庫直樹氏、渡邊賢作氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、松田千恵子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

監査等委員である取締役　矢内淳一氏、寺岡康夫氏、松山遙氏、檜垣誠司氏、山田眞之助氏の５名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議後、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏　名　（年　齢）	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	居川孝志（満59歳）新任	専務執行役員 リスク統括部、内部監査部副担当	－	－
2	東城　孝（満58歳）新任	執行役員 リスク統括部部長委嘱	－	－
3	檜垣誠司（満71歳）再任 社外取締役 独立役員	取締役	17回すべてに出席	21回すべてに出席
4	山田眞之助（満66歳）再任 社外取締役 独立役員	取締役	17回すべてに出席	21回すべてに出席
5	太子堂厚子（満46歳）新任 社外取締役	－	－	－

再任…再任取締役候補者　新任…新任取締役候補者　社外取締役…社外取締役候補者　独立役員…株式会社東京証券取引所届出独立役員

（注）１．上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．候補者の年齢は本総会終結時のものであります。
３．太子堂厚子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しておりますが、候補者の所属する森・濱田松本法律事務所のルールに従い、独立役員として届け出は行わない予定です。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。

候補者番号 1

居川 孝志（いかわ たかし）

生年月日 ▶ 1962年7月17日生
所有する当社の株式数 ▶ 21,800株

新任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

■ 略歴

1985年 4 月　大同生命保険相互会社入社
2012年 4 月　大同生命保険株式会社執行役員
2016年 4 月　同社常務執行役員
2017年 6 月　同社取締役常務執行役員
2020年 4 月　当社常務執行役員
2021年 4 月　大同生命保険株式会社
　　取締役専務執行役員（現任）
2021年 4 月　当社専務執行役員（現任）

■ 地位及び担当

専務執行役員
リスク統括部、内部監査部副担当

■ 重要な兼職の状況

大同生命保険株式会社
取締役専務執行役員
（2022年6月17日付退任予定）
T&Dユナイテッドキャピタル株式会社
監査役
（2022年6月17日付就任予定）

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び主計等の業務経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社において、リスク管理及び内部監査の部門を担当するなど、保険持株会社及び保険会社等の業務に係る豊富な知識・経験を活かし、重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 2

東城 孝（とうじょう たかし）

生年月日 ▶ 1963年10月29日生
所有する当社の株式数 ▶ 12,100株

新任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

■ 略歴

1986年 4 月　太陽生命保険相互会社入社
2017年 4 月　太陽生命保険株式会社執行役員
2021年 4 月　当社執行役員（現任）
2021年 4 月　ペット＆ファミリー損害保険株式会社
　　取締役（現任）
2021年 6 月　T&Dユナイテッドキャピタル株式会社
　　取締役

■ 地位及び担当

執行役員
リスク統括部部長委嘱

■ 重要な兼職の状況

ペット＆ファミリー損害保険株式会社
取締役
（2022年6月27日付退任予定）

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、資産運用及び法務等の業務経験を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社において、リスク管理の部門を担当するなど、保険持株会社及び保険会社等の業務に係る豊富な知識・経験を活かし、重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号 3



檜垣 誠司（ひがき せいじ）

生年月日 ▶ 1951年5月25日生
所有する当社の株式数 ▶ 1,700株

再任
社外取締役
独立役員

取締役会出席状況
17回すべてに出席
監査等委員会出席状況
21回すべてに出席
取締役在任年数
4年(本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1975年 4 月	株式会社大和銀行入社
2003年 6 月	株式会社りそな銀行執行役
2005年 6 月	株式会社りそなホールディングス執行役
2006年 6 月	同社取締役
2007年 6 月	同社取締役兼代表執行役社長
2009年 4 月	株式会社りそな銀行代表取締役兼執行役員
2011年 6 月	同社取締役副会長（2013年３月退任）
2013年 4 月	株式会社りそなホールディングス取締役（2013年６月退任）
2013年 6 月	りそな総合研究所株式会社理事長（2015年６月退任）
2018年 6 月	当社取締役（現任）

地位及び担当
取締役

重要な兼職の状況
―

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

銀行持株会社の取締役兼代表執行役社長及び銀行の代表取締役兼執行役員として、企業経営に携わった豊富な知識・経験を有しております。これらの知識・経験を活かし、引き続き、一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。

候補者番号 4



山田 眞之助（やまだ しんのすけ）

生年月日 ▶ 1956年2月20日生
所有する当社の株式数 ▶ 900株

再任
社外取締役
独立役員

取締役会出席状況
17回すべてに出席
監査等委員会出席状況
21回すべてに出席
取締役在任年数
2年(本総会終結時)

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略歴

1987年 3 月	公認会計士登録
2010年 7 月	有限責任 あずさ監査法人パートナー
2010年 7 月	日本公認会計士協会常務理事
2020年 6 月	当社取締役（現任）
2020年 6 月	株式会社協和エクシオ（現エクシオグループ株式会社）監査役（現任）

地位及び担当
取締役

重要な兼職の状況
公認会計士
エクシオグループ株式会社監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、引き続き、一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。
なお、同氏は社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

候補者番号 5



太子堂厚子（たいしどうあつこ）

生年月日 ▶ 1975年7月3日生
所有する当社の株式数 ▶ 0株

新任
社外取締役

略歴及び重要な兼職の状況

略歴

2001年10月　弁護士登録
2010年 1 月　森・濱田松本法律事務所パートナー（現任）
2015年 6 月　カンダホールディングス株式会社 監査役（現任）
2019年 4 月　ピジョン株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
カンダホールディングス株式会社監査役（2022年6月28日付退任予定）
ピジョン株式会社監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。
なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

〈監査等委員である社外取締役候補者に関する注記〉

1. 檜垣誠司氏、山田眞之助氏の両氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対し、両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。また、両氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
2. 太子堂厚子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しておりますが、候補者の所属する森・濱田松本法律事務所のルールに従い、独立役員として届け出は行わない予定です。なお、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
3. 当社は檜垣誠司氏、山田眞之助氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、太子堂厚子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2021年６月25日開催の第17回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された新間祐一郎氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である社外取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、候補者につきましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議後、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。

新間（しんま）　祐一郎（ゆういちろう）

生年月日 ▶ 1978年12月11日生

所有する当社の株式数 ▶ 0株



略歴及び重要な兼職の状況

略歴

2004年10月	弁護士登録
2020年６月	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 監査役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

企業法務に精通した弁護士として、高度な専門知識及び幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため、補欠の監査等委員である取締役候補者としました。
なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社の監査等委員である取締役に就任した際には、上記理由によりその職務を適切に遂行できるものと考えております。

(注) 1. 新間祐一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は株式会社東京証券取引所に対し、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
3. 当社は社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。同氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

＜ご参考＞

本定時株主総会で第３号及び第４号議案が承認された後の取締役会の構成及び専門性・経験等

当社は、取締役会の主な３つの機能の観点から必要な専門性・経験のバランスを確保し、取締役会の更なる機能発揮を図ってまいります。

社外取締役には当社グループ以外での企業経営経験や財務・法務等の専門性・経験を有する人物を選任するとともに、社内取締役には当社グループのコアビジネスである生命保険事業の幅広い事業領域に相応しい専門性・経験を有する人物を選任することで、取締役会全体の専門性・経験のバランスを確保しております。

取締役会の主な３つの機能

全体戦略策定機能　監督機能　経営管理機能

■取締役会のスキル・マトリックス

以下は、当社の社外取締役及び社内取締役が有する専門性・経験の中で特に期待するものを示しております。

	氏名	当社における地位	指名・報酬委員会	特に期待する専門性・経験			
				企業経営	金融・資本市場	財務・会計	法務・リスクマネジメント
社外取締役	大庫　直樹	取締役	●	●	●		
	渡邊　賢作	取締役	●				●
	松田　千恵子	取締役	●	●	●		
	檜垣　誠司	取締役（監査等委員）		●	●		
	山田　眞之助	取締役（監査等委員）				●	
	太子堂　厚子	取締役（監査等委員）					●

	氏名	当社における地位	指名・報酬委員会	特に期待する専門性・経験				
				企画・事業戦略	営業・マーケティング	資産運用	財務・会計	法務・リスクマネジメント
社内取締役	上原　弘久	代表取締役社長	●	●	●	●		
	森中　哉也	代表取締役副社長		●	●			
	森山　昌彦	取締役専務執行役員		●	●			
	副島　直樹	取締役		●	●	●		
	北原　睦朗	取締役		●	●	●		
	居川　孝志	取締役（監査等委員）				●	●	●
	東城　　孝	取締役（監査等委員）					●	●

※上記以外の専門性・経験を有する人物を、各分野（デジタル・SDGs等）において必要に応じ設置するアドバイザリー・コミッティに招聘するなどの取組みにより更に社外の知見を活用してまいります。

＜ご参考＞

役員等賠償責任保険契約について

・当社は取締役を被保険者とする会社法第430条の３の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該契約が填補することとなっております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があり、また、保険金額には填補縮小割合を設定しております。
・各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。
・役員等賠償責任保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

T&Dホールディングス　コーポレート・ガバナンス基本方針

（取締役の選任）

第６条　取締役会は、取締役候補者について、指名・報酬委員会において審議のうえ、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

① 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

② 社外取締役候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

（監査等委員の選任）

第11条　取締役会は、監査等委員候補者について、指名・報酬委員会において審議し、監査等委員会の同意を得たうえで、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

① 取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

② 社外監査等委員候補者については、前号に定める要件に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。

（独立社外取締役にかかる独立性基準）

第13条　当社は、社外取締役候補者について、次の独立性基準を充足する者を選任する。

① 現にまたは過去10年間において、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。

② 現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。

③ 現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。

④ 現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは②および③に掲げる者の近親者でないこと。

⑤ その他、社外取締役としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

以　上

（添付書類）

2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告書

1　保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

T&D保険グループ（以下「当社グループ」）は、当社の直接子会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社及びT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下、それぞれ「太陽生命」、「大同生命」及び「T&Dフィナンシャル生命」）の３社（以下「生命保険会社３社」）を中心として、子会社及び子法人等18社、関連法人等10社で構成され、国内生命保険事業を主要な事業としております。また、当社の直接子会社であるT&Dユナイテッドキャピタル株式会社（以下「T&Dユナイテッドキャピタル」）では、海外のクローズドブック事業解説等の生命保険事業と親和性の高い領域への投資等を通じて、事業ポートフォリオの多様化を図っております。

【金融経済環境】

2021年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、海外経済の回復や緩和的な金融環境、政府の経済対策等に支えられて、持ち直しの傾向にありました。

生命保険業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が依然としてありましたが、保障ニーズの高まりや営業活動におけるデジタル活用の定着等によって、新契約業績は前年度より増加しました。資産運用環境につきましては、世界的な需要拡大等を受けたインフレ率の上昇やそれに伴う米国金融緩和策の引き締め方向への転換等により、海外金利は年度末にかけて上昇しました。この間、国内金利は、10年長期国債利回りが日本銀行の許容する変動幅の上限（0.25%）近くまで上昇しました。一方、国内株式は、ロシアのウクライナ侵攻により地政学リスクが高まったことや世界経済の先行きに対する不透明感が増したことで下落しました。

【企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

当社グループは、「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」ことを経営理念として事業運営を行っております。2021年４月には、不確実性の高い現代において、コロナ禍をはじめとするあらゆる環境変化に左右されない企業として、中長期的にグループが目指す姿をあらためて明確にする必要があると考え、５年間の新たな経営方針『グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」～すべてのステークホルダーのしあわせのために～』を策定いたしました。

このグループ長期ビジョンでは、グループKPIとグループ成長戦略を新たに設定することにより、資本効率の向上を伴った成長

解説 クローズドブック事業については、用語解説（52頁）をご参照ください。

ストーリーを推進していくことを全体方針として掲げております。また、グループ経営の道しるべを社内外に明示すべく、グループ経営ビジョンを「保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。」に一新いたしました。

なお、当社は、2022年４月に東京証券取引所のプライム市場(注1)に移行しております。

○グループKPI（主要経営指標）

財務KPI	修正利益 ※1	2025年度：**1,300億円**
	修正ROE ※2	2025年度：**8.0%**
	新契約価値	2025年度：**2,000億円**
	ROEV ※3	中長期的に年**7.5%**を超える安定的・持続的な成長

※1 修正利益＝当期純利益±資産・負債の会計処理のアンマッチ等による評価性損益+負債性内部留保の超過繰入額
※2 修正ROE＝修正利益／（(前年度末純資産+当年度末純資産)／2)
※3 ROEV＝EV増減額／（(前年度末EV+当年度末EV)／2)

非財務KPI	お客さま満足度	**2020年度水準以上**
	従業員満足度	**2020年度水準以上**
	CO_2排出量	2025年度までに**2013年度比40%削減**

○グループ成長戦略（５つの重点テーマ）

Ⅰ	**コアビジネスの強化**	・国内生命保険事業を営む生命保険会社３社は、それぞれの特化市場でトップブランドの構築を目指す
Ⅱ	**事業ポートフォリオの多様化・最適化**	・クローズドブック事業等の既存投資領域の一層の発展と新領域の開拓
Ⅲ	**ERMの高度化（資本マネジメントの進化）**	・新たな資本マネジメント・リスクマネジメントによる資本効率性の向上
Ⅳ	**グループ一体経営の推進**	・生保・損保・アセマネ等の事業の垣根を越えた新たなシナジー効果の追求
Ⅴ	**SDGs経営と価値創造**	・経済的価値と社会的価値の双方を創出する共有価値の創造により持続可能な社会に貢献

（注1）東京証券取引所の新市場区分の一つであるプライム市場のコンセプトは「多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場」とされています。

続きまして、2021年度の当社、当社グループの生命保険会社３社及びT&Dユナイテッドキャピタルの主な取組みについてご報告いたします。

当社は、保険持株会社として、子会社の経営管理及び当該業務に附帯する業務を行うことを事業目的としております。

そのため、当社はグループの経営戦略や資本政策の策定・実行、経営資源の適正な配分といった役割を担うとともに、生命保険会社３社を中心とした直接子会社における経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の資本・収益・リスクを経済価値ベースで一体的に管理する経営管理（ERM解説[エンタープライズ・リスク・マネジメント]）を推進しております。

特に2021年度は、低金利環境の長期化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の厳しい経営環境下におきまして、以下の施策に取り組んでまいりました。

■当社グループの主な取組み

①資本政策の充実

資本政策面では、ERMの高度化を実践するため、成長投資と株主還元のバランスを勘案のうえで株主還元方針を定量的により明確にした、新たな資本マネジメントの考え方を導入いたしました。この考え方のもと、安定的・持続的な増配と機動的・戦略的な自己株式取得を目指し、2021年６月に１株当たり24円の期末配当（前年度の期末配当から２円の増配）、2021年12月に１株当たり28円の中間配当（前年度の中間配当から６円の増配）を実施し、2021年５月から６月にかけて約100億円、2021年11月から2022年５月にかけて約400億円の自己株式取得を実施いたしました。

②グループデジタルビジョンの策定

進展するデジタル技術と当社グループが保有するデータの活用を加速・高度化するなど、経営戦略にデジタルの活用を効果的に組み込むための方針として、2021年８月に「T&D保険グループデジタルビジョン」を策定いたしました。当社グループは、テクノロジーを最大限に活用して、リアルとデジタルの融合による営業活動の変革やデータを活用した最適な商品・サービスの提供等に取り組んでまいります。

なお、グループデジタルビジョンに基づき、DX解説の取組みを推進していることが評価され、経済産業省が定めるDX認定制度におきまして、当社及び生命保険会社３社はいずれも「DX認定事業者」に認定されました。

③コーポレート・ガバナンスの強化

2021年６月のコーポレートガバナンス・コード解説改訂に伴い、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組み等の対応に係る原則が強化されました。当社におきましては、改訂後のコーポレートガバナンス・コードの全83原則につきまして、すべてをコンプライし、実施しております。

今後も、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き取り組んでまいります。

解説 ERMについては、用語解説（52頁）をご参照ください。

解説 DXについては、用語解説（52頁）をご参照ください。

解説 コーポレートガバナンス・コードについては、用語解説（52頁）をご参照ください。

④ESG関連の取組み

環境・社会・企業統治（ESG）に関する取組みとして、「SDGs：持続可能な開発目標」への貢献を推進しており、サステナビリティ重点テーマの解決に取り組んでおります。気候変動リスクへの対応としては、「TCFD解説」の提言に賛同し、TCFDのフレームワークに則した気候関連財務情報を開示しております。当社グループでは、グループ全体で気候変動の緩和と適応に貢献するため、2050年度までにCO_2排出量を実質ゼロ（ネットゼロ）とする長期目標を掲げ、2022年４月には事業活動で使用する電力を100％再生可能エネルギーで調達することを目指す国際的なイニシアティブ「RE100」に加盟いたしました。また、当社グループは責任ある機関投資家として、自社の投融資先によるCO_2排出量（Scope3、カテゴリー15）もネットゼロ目標の対象としており、目標達成に向けた取組みの一環として、2022年４月に中間目標（2030年度までに2020年度比40％削減）を設定いたしました。

さらに、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の改革や先進的なIT・オフィス環境の活用等により、すべての人が活躍できる働く場づくりを推進しております。

資産運用面では、資産運用業務を行う太陽生命、大同生命、T&Dアセットマネジメント株式会社の３社が、国連が支持する「責任投資原則（PRI）」に署名しております。同原則に基づき、ESGの課題に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しております。なお、2021年４月に当社グループのESG投資に対する姿勢を表明する「T&D保険グループESG投資方針」を制定いたしました。

このような取組みもあり、当社は年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が国内株式を対象に選定したESG指数のすべてに採用されております。（2022年３月末時点）

⑤新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対して、安心してご契約の継続や給付金等の請求を行っていただけるよう、各種支援策を実施しております。また、コロナ禍において変化するお客さまのニーズに寄り添い、安心を提供するという社会的使命を果たすため、従業員の健康と安全を確保しつつ、ウィズコロナ時代に対応した新商品・サービスの開発に取り組んでおります。

■グループ各社の主な取組み

当社グループは、お客さま本位をグループ共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「T&D保険グループお客さま本位の業務運営に係る基本方針」を定めており、基本方針の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組んでまいります。この基本方針のもと、生命保険会社３社は、それぞれの特化市場における独自のビジネスモデルに基づき、コアビジネスの強化に取り組みました。

①太陽生命

太陽生命では、高品質の商品・サービスを通じてお客さまに一生涯にわたる安心を提供するため、商品内容の充実を図っております。具体的には、社会的課題の一つである認知症と向き合い、老後を安心してお送りいただくための商品として、「ひまわり認知症予防保険」等を販売しております。2021年６月には、予防保険シリーズ第２弾として、重大な疾病に対する予防への取組みをサポートする「ガン・重大疾病予防

解説 TCFDについては、用語解説（52頁）をご参照ください。

保険」を発売いたしました。また、少子化対策に向けた妊婦専用商品として、産婦人科医監修のもと、産前産後の女性を支援する「出産保険」を2021年９月に発売いたしました。

サービス面では、シニアのお客さま、障がいをお持ちのお客さまを含むすべてのお客さまにご契約後も安心して保険をご継続いただくため、「かけつけ隊サービス」「シニア訪問サービス」「認知症予防あんしんガイド」「太陽生命手話リレーサービス」等の各種サービスを提供しております。

また、“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」に取り組んでおります。具体的には、従業員向けに、育児や介護との両立や定年延長等の各種支援制度の拡充、お客さま向けには、疾病予防サービスや健康増進をサポートするアプリ等の提供、社会向けには、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所において健康寿命の延伸に貢献するような取組みや元気・健康に取り組んでいる企業・団体の支援等を行っております。

②大同生命

大同生命では、中小企業の持続的な発展に一層貢献するため、中小企業の事業継続をお支えする商品と、経営課題の解決に資するサービスの拡充に取り組んでまいりました。

商品面では、法人のお客さまへの死亡保障・就業不能保障に経営者の個人保障を加えた“法人・個人を一体としたトータルな保障”の提供に取り組んでおります。この一環として、“予期せぬリタイアへのそなえ”と“健康経営®(注2)の推進”の機能を一体化した健康増進型保険「会社みんなでKENCO+」を2022年１月に発売いたしました。また、長期間にわたり、必要な保障をご継続いただきやすくするため、ご契約後のお客さまニーズの変化に柔軟にお応えできる制度の整備に努めております。

サービス面では、中小企業における健康経営の重要性が一層高まっていることを背景に、「大同生命 KENCO SUPPORT PROGRAM(注3)」の提供と機能拡充等を通じて、中小企業で働く方々の健康リスクの把握や生活習慣の改善等、健康経営推進の支援に取り組んでおります。また、中小企業経営者とともに課題解決に取り組むことを目的に、新たなWebサービス「どうだい？」を2022年３月より提供しております。

③T&Dフィナンシャル生命

T&Dフィナンシャル生命では、金融機関等の販売チャネルを通じて、保険商品を販売することをコアビジネスとして、金融市場環境やお客さまニーズを踏まえた新商品の開発及びITを活用したお客さま・代理店向けサービスの拡充により、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

商品面では、投資信託と生命保険の融合により、人生100年時代の自助努力による資産形成をサポートする円建の一時払変額終身保険の開発を進め、「ハイブリッド アセット ライフ」を2021年６月に発売いたしました。また、長生きへの備えとして資産承継、資産管理機能に特化した円建の一時払変額終身保険「ハイブリッド あんしんライフ」を2021年12月に発売いたしました。

お客さまの利便性向上の面では、DXの進

(注2) 健康経営®は、「特定非営利活動法人 健康経営研究会」の登録商標です。

(注3) 企業の健康診断の受診促進の支援、経営者・従業員個々の生活習慣病等の発症リスク分析、継続的な健康増進の取組みを促す健康促進ソリューションとインセンティブの提供等、健康経営に必要なPDCAサイクルの実践を一貫してサポートするWebサービスです。

展や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化に伴い、多様化するお客さまのニーズにお応えするため、2021年９月より「家計にやさしい終身医療」のインターネット申込みの取扱いを開始いたしました。

④T&Dユナイテッドキャピタル

国内生命保険事業をコアとするグループ既存事業での利益拡大に加え、グループの経営資源を成長事業に配賦し、資本効率の向上に取り組んでおります。この方針のもと、T&Dユナイテッドキャピタルは、2020年６月に米国AIG社からクローズドブック専業保険会社であるFortitude Group Holdings, LLC（以下「フォーティテュード社」）の持分25%を取得し、同社事業へ参画いたしました。

フォーティテュード社では、2021年９月にPrudential Financial, Inc.から米国変額年金保険の保有契約群の取得を決定したほか、2021年10月には競争力強化を目的としたフォーティテュード・グループの組織再編を実施するなど、戦略的な成長目標の達成に向けた積極的な事業展開を継続しております。

また、T&Dユナイテッドキャピタルは、組織再編後のフォーティテュード社の持株会社に対して、成長支援のための追加出資を実施する契約を2022年３月に締結いたしました。当社及びT&Dユナイテッドキャピタルは、クローズドブック事業を新たな成長事業領域の一つと位置づけ、投資利益の獲得に加え、事業ノウハウの取得・蓄積、国内生命保険事業とのシナジーを追求してまいります。

【当年度の主要業績 (注4)】

当年度の個人保険及び個人年金保険を合計した新契約年換算保険料は、保障ニーズの高まる中、対面・非対面を融合した営業の定着等により1,219億円となり、前年度に比べ10.5%増加しました。第三分野の新契約年換算保険料についても、359億円となり、前年度に比べ12.1%増加しました。

また、当年度末の個人保険及び個人年金保険を合計した保有契約年換算保険料は1兆5,431億円となり、前年度に比べ0.5%増加しました。

なお、当年度の新契約高は、3兆4,824億円となり、前年度に比べ9.5%増加しました。保有契約高は54兆2,502億円となり、前年度に比べ2.9%減少しました。

当年度の保険料等収入は1兆7,819億円となり、前年度に比べ0.1%減少しました。利息及び配当金等収入は3,198億円となり、前年度に比べ10.3%増加しました。また、太陽生命の再保険取引実施に伴う責任準備金の取崩等により責任準備金戻入額を2,599億円計上しております。この結果、経常収益は2兆6,143億円となり、前年度に比べ10.8%増加しました。

経常費用は、太陽生命の再保険取引実施に伴う再保険料の支払等により2兆5,573億円となり、前年度に比べ17.0%増加しました。

この結果、経常利益は570億円となり、前年度に比べ67.3%減少しました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は141億円となり、前年度に比べ86.9%減少しました。なお、グループ修正利益 (注5) は392億円となり、前年度に比べ49.6%減少しました。

当年度の生命保険会社3社合算の基礎利益は、1,840億円となり前年度に比べ14.3%増加しました。なお、順ざや額は、利息及び配当金等収入の増加等により948億円となり、前年度に比べ63.2%増加しました。

保険持株会社（連結）及び保険会社の健全性を示す行政監督上の指標の一つである、当社の当年度末の連結ソルベンシー・マージン比率 解説 は1,026.3%（前年度末は1,094.7%）となりました。

また、当社グループの生命保険会社3社のソルベンシー・マージン比率は、太陽生命が734.2%（同852.8%）、大同生命が1,203.8%（同1,293.5%）、T&Dフィナンシャル生命が749.5%（同826.8%）となりました。

(注4) 米国再保険関連会社であるフォーティテュード社における2021年10月1日付のグループ組織再編に伴い、米国会計基準上、フォーティテュード社において、2020年6月2日に遡って同社の負債が新たな計算方式で再評価されております。当社においてもフォーティテュード社に対して持分法を適用するにあたり、当年度より、2020年6月2日に遡って同様の会計処理を行っております。本事業報告書における前年度との比較につきましては、当該会計処理の変更を反映した遡及適用後の前年度数値との比較を記載しております。

(注5) 親会社株主に帰属する当期純利益に対し、市場の変動により会計上生じる一時的な評価性損益等を一部調整したグループの経営実態を表す指標の一つです。

解説 ソルベンシー・マージン比率については、用語解説（52頁）をご参照ください。

[生命保険会社３社（合算）の個人保険及び個人年金保険の業績]　（単位：億円）

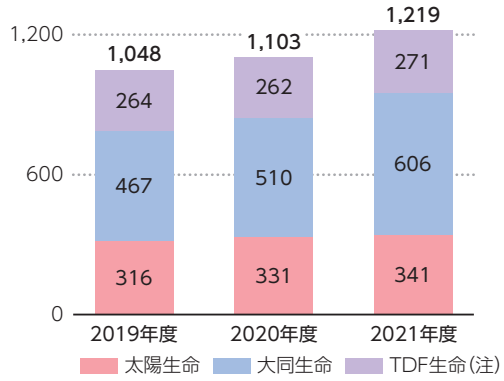
区分		2020年度	2021年度(当期)
新契約年換算保険料（うち第三分野）		1,103　(320)	1,219　(359)
	太陽生命	331　(177)	341　(197)
	大同生命	510　(139)	606　(155)
	T&Dフィナンシャル生命	262　(4)	271　(7)
保有契約年換算保険料（うち第三分野）		15,354　(2,674)	15,431　(2,775)
	太陽生命	5,897　(1,209)	5,800　(1,277)
	大同生命	7,978　(1,435)	7,989　(1,463)
	T&Dフィナンシャル生命	1,478　(29)	1,641　(34)
新契約高		31,815	34,824
	太陽生命	2,435	1,796
	大同生命	25,112	28,814
	T&Dフィナンシャル生命	4,266	4,212
年度末保有契約高		558,942	542,502
	太陽生命	162,784	145,275
	大同生命	369,123	367,252
	T&Dフィナンシャル生命	27,035	29,973

(注) 1．年換算保険料とは、１回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
2．第三分野の年換算保険料には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がいを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分を計上しております。
3．個人保険及び個人年金保険の新契約高には転換による純増加高を含んでおります。
4．個人保険の新契約高及び年度末保有契約高は、死亡保障額と生存保障額の合計であります。
5．個人年金保険の新契約高は、年金支払開始時における年金原資であります。
6．個人年金保険の年度末保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計額であります。

<ご参考>

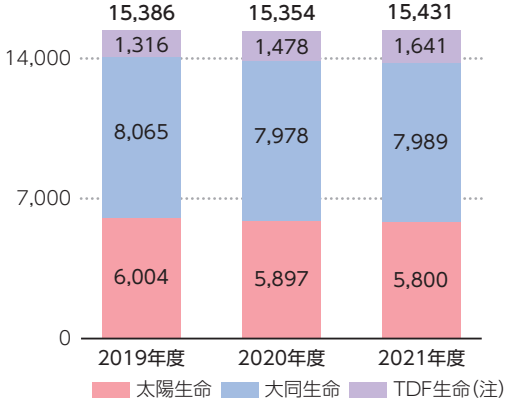
新契約年換算保険料

(単位：億円)



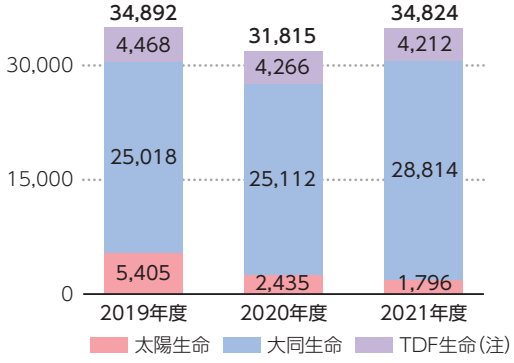
保有契約年換算保険料

(単位：億円)



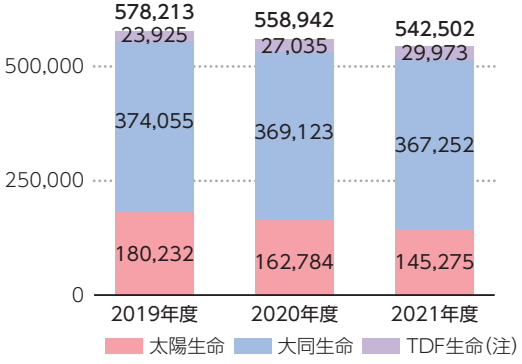
新契約高

(単位：億円)



年度末保有契約高

(単位：億円)



(注) TDF生命とは、T&Dフィナンシャル生命のことを指します。

【企業集団の対処すべき課題】

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響等により不透明感が残るものの、感染抑制と経済活動の両立に向けた基盤の整備や繰越需要の顕在化等により、その影響は徐々に和らぎ、回復の動きを続けていくと見込まれます。

生命保険業界におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応を迅速かつ着実に継続していく必要があります。加えて、少子高齢化の進展、お客さまニーズの多様化、低金利環境の長期にわたる継続等により経営環境が変化しており、社会的課題（SDGs：持続可能な開発目標）を踏まえた企業経営、お客さま本位の商品・サービスの提供、資本効率の向上や資産運用の高度化等、業務運営の更なる質の向上に取り組んでいく必要があります。

当社グループは、2021年４月に策定したグループ長期ビジョンで掲げる５つの重点テーマのもと、ステークホルダーのみなさま一人ひとりと丁寧に向き合うことで様々な変化を感じとり、従来の枠組みにとらわれない大胆な挑戦を続けてまいります。お客さまや金融市場から選ばれ続けるために、これまで以上に経済的価値と社会的価値の双方を追求する共有価値の創造を実践し、社会にとってなくてはならない存在であり続けたいと思っております。

①コアビジネスの強化

当社グループは、“複数の独自性ある生命保険会社がそれぞれ特化戦略を追求”していることが強み・特徴となっております。生命保険会社３社は、各社の特化戦略追求を通じた事業の領域拡大・強化により、保険収益力を強化し、グループ収益基盤の強靭化を図ってまいります。

太陽生命では、「多くのお客様の元気・長生きを支える会社となる」という経営方針のもと、顧客数の拡大・収益の向上に取り組んでまいります。お客さま専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」の活用や、「スマ保険」等のデジタル由来の情報を活用したハイブリッド型営業等、DXの推進による新たなお客さまとのアプローチ機会を拡大することで、顧客数拡大に取り組んでまいります。より多くのお客さまの元気・長生きをサポートするとともに、収益の向上による企業価値増大を図り、サステナブルな成長を目指してまいります。

大同生命では、“法人・個人を一体としたトータルな保障の提供”を通じて中小企業をお守りするとともに、昨今の大きな環境変化を受けて中小企業が直面する様々な課題の解決を支援するサービス等を開発・提供していくことで、日本の経済・家計・雇用を支える中小企業の成長・発展に一層貢献してまいります。中小企業に“期待を超える価値”をお届けし、“中小企業に信頼されるパートナー”として、より良い未来社会の実現を目指してまいります。

T&Dフィナンシャル生命では、お客さま本位の業務運営、SDGs、DXの視点をベースとしながら、トップライン戦略をはじめとする各戦略を実行し、資本効率の向上に向けて取り組んでまいります。具体的には、変額保険を外貨連動型保険に次ぐ主力商品に育てるとともに、給付内容・付加価値サービス等を差別化した商品を機動的に開発・改定し、代理店の拡充及び代理店サポート体制の強化を推進することで、市場シェアの拡大を図ってまいります。

②事業ポートフォリオの多様化・最適化

生命保険会社３社がフォーカスするシニアマーケットは、今後も拡大が見込まれる一方で、超長期では国内市場は縮小の可能

性があることや、今後デジタル技術が加速度的に進化するとの認識から、事業ポートフォリオの領域拡大を経営戦略の一つとしています。国内の生命保険事業を基盤としつつ、生命保険事業と親和性の高い領域でグループの強みを発揮するべく、クローズドブック事業における事業展開を拡大・発展させるとともに、新規事業の創出にも取り組んでまいります。また、資本を有効活用することで、グループ全体の資本効率を向上させるべく、グループ既存事業の最適化を含め、グループの事業ポートフォリオマネジメントを行ってまいります。

③ERMの高度化（資本マネジメントの進化）
資本マネジメントにおきましては、資本十分性を確保しつつ、ERMの一層の活用を通じて、収益性の向上に取り組むことで、資本の効率性を高めていくことを基本としております。新型コロナウイルス感染症の影響による金融市場の変動等にも的確に対応しながら、グループ経営資源の最適化や成長投資と株主還元のバランスを図り、資本効率の向上に努めてまいります。
また、リスクマネジメントにおきましては、経済価値ベースの資本規制の導入を見据え、不確実性が高く、リスク対比リターンが低い、金利リスクの削減や政策保有株式の縮減を図ってまいります。これにより、資産運用リスクをコントロールする一方で、事業投資によるリスク量の拡大を進め、保険引受リスクとの最適なバランスを図っていく方針です。

④グループ一体経営の推進
不確実性の高い経営環境に対応していくため、グループ内の経営資源を最大限に有効活用する必要があるとの認識のもと、保険商品の相互販売や資産運用の高度化等の分野において、グループ各社間の事業シナジー、コストシナジーをより一層追求してまいります。また、そのためのグループガバナンスの強化に向けて、新たなグループ文化の醸成やコミュニケーションの活性化を図り、人的資本の充実に取り組んでまいります。

⑤SDGs経営と価値創造
グループの事業を通じて、すべての人の健康で豊かな暮らしの実現、すべての人が活躍できる働く場づくり、気候変動の緩和と適応への貢献、投資を通じた持続可能な社会への貢献といったサステナビリティ重点テーマ（４つのマテリアリティ）の解決に取り組むことで共有価値を創造し、SDGs達成への貢献を推進してまいります。

以上、2022年度は、グループ長期ビジョンの実現に向けた取組みを継続し、保険を通じて世の中のしあわせをつくってまいります。
経営環境や人々の価値観が大きく変化し、不確実性が高まっている現在においても、当社グループは役職員とその家族の健康と安全・安心を守りつつ、円滑かつ安定的な業務運営に取り組んでまいります。生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済発展や社会インフラの基盤として、持続可能な社会の実現に関わりを持つ、社会的使命を有する事業です。その社会的使命を果たすべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。
株主のみなさまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	2,140,162	2,197,928	2,360,470	2,614,377
経常利益	146,949	125,422	174,649	57,029
親会社株主に帰属する当期純利益	72,825	67,103	108,512	14,180
包括利益	48,596	2,341	418,061	△ 36,079
純資産額	1,159,588	1,123,149	1,501,796	1,389,506
総資産	15,794,711	16,520,137	17,826,238	17,813,408

(注) 1. 当期の状況につきましては、前記「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。
2. グループ修正利益の当期実績は392億円（前年度比49.6%減少）であります。
3. フォーティテュード社におけるグループ組織再編に伴い、米国会計基準上、フォーティテュード社において、2020年６月２日に遡って同社の負債が新たな計算方式で再評価されております。当社においてもフォーティテュード社に対して持分法を適用するにあたり、当期より、2020年６月２日に遡って同様の会計処理を行っております。上表の2020年度につきましては、当該会計処理を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

ロ　保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	38,976	45,809	44,136	132,007
受取配当金	34,925	41,234	39,048	126,736
保険業を営む子会社等	34,925	41,234	39,048	126,736
その他の子会社等	—	—	—	—
当期純利益	34,983	41,272	39,277	126,842
1株当たり当期純利益	56円92銭	68円46銭	65円71銭	218円13銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	826,843	896,719	913,299	957,122
保険業を営む子会社等株式等	734,827	734,827	734,827	736,527
その他の子会社等株式等	10,649	21,649	21,649	21,649

(3) 企業集団の主要な事務所の状況（2022年３月31日現在）

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

(4) 企業集団の従業員の状況

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

(6) 企業集団の資金調達の状況

＜増資＞

当社の子会社であるペット＆ファミリー損害保険㈱は、2021年12月15日に増資を行っております。

発　行　日	総　　額	資金使途	1株あたり発行価額
2021年12月15日	1,700百万円	資本増強	2,000円

＜社債発行＞

T&Dリース㈱が資金調達手段の多様化を目的として、次のとおり短期社債を発行しております。

（単位：百万円）

発　行　日	償　還　期　限	発行額（額面）
2021年５月24日	2021年８月24日	3,000
2021年６月24日	2021年９月24日	3,000
2021年８月24日	2021年11月24日	3,000
2021年９月24日	2021年12月24日	3,000
2021年11月24日	2022年２月24日	3,000
2021年12月24日	2022年３月24日	3,000
2022年２月24日	2022年５月24日	3,000
2022年３月24日	2022年６月24日	3,000
2021年度発行額合計 （2021年度末発行残高）		24,000 (6,000)

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

部　門　名	金　額
保険及び保険関連事業	20,642
資産運用関連事業	71
総務・事務代行等関連事業	537
合　計	21,252

ロ　重要な設備の新設等

該当する事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当する事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
太陽生命保険㈱	東京都中央区	生命保険業	1948.2.16	62,500百万円	100.0%	
大同生命保険㈱	大阪府大阪市西区	生命保険業	1947.7.14	110,000百万円	100.0%	
T&Dフィナンシャル生命保険㈱	東京都港区	生命保険業	1947.7.16	56,000百万円	100.0%	
T&Dユナイテッドキャピタル㈱	東京都中央区	投資業務、投資先管理業務	2019.6.11	5,500百万円	100.0%	
T&Dアセットマネジメント㈱	東京都港区	第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業	1980.12.19	1,100百万円	100.0%	
ペット&ファミリー損害保険㈱	東京都台東区	損害保険業	2003.8.8	3,656百万円	100.0%	
T&D United Capital North America Inc.	米国ニューヨーク州	投資業務、投資先管理業務	2019.12.11	10米ドル	100.0% (100.0%)	
T&Dカスタマーサービス㈱	埼玉県さいたま市浦和区	生命保険契約事務の取次ぎ、有価証券等の受渡しに関する業務、書類等の作成・整理・保管・発送・配送等の業務	1984.4.2	10百万円	100.0% (100.0%)	
T&Dコンファーム㈱	東京都北区	生命保険契約に関する確認代行業務	1991.7.5	30百万円	100.0% (100.0%)	
T&D情報システム㈱	埼玉県さいたま市浦和区	コンピュータ処理業務	1999.7.15	300百万円	100.0% (100.0%)	
T&Dリース㈱	東京都港区	リース業	1966.9.5	150百万円	88.4% (88.4%)	
太陽信用保証㈱	東京都豊島区	信用保証業務	1981.4.1	50百万円	100.0% (100.0%)	
東陽保険代行㈱	東京都北区	保険代理業	1971.6.4	70百万円	100.0% (100.0%)	
㈱太陽生命少子高齢社会研究所	東京都中央区	健康・医療等に関する調査・研究業務	2020.4.1	20百万円	100.0% (100.0%)	
Capital Taiyo Life Insurance Ltd.	ミャンマーヤンゴン	生命保険業	2012.10.12	9,230百万チャット	35.0% (35.0%)	

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Thuriya Ace Technology Co., Ltd.	ミャンマー ヤンゴン	保険会社向けの情報技術、情報技術システム及びソフトウェアソリューションの設計、開発等の業務	2017.2.1	2,351百万チャット	49.0% (49.0%)	
㈱大同マネジメントサービス	東京都中央区	保険代理業	1974.11.1	30百万円	100.0% (100.0%)	
日本システム収納㈱	大阪府吹田市	預金口座振替による金銭の収納業務	2002.10.1	36百万円	50.0% (50.0%)	
㈱全国ビジネスセンター	東京都中央区	預金口座振替による金銭の収納業務	1972.5.18	12百万円	100.0% (100.0%)	
エー・アイ・キャピタル㈱	東京都千代田区	未公開株式ファンドへの投資業務	2002.7.15	400百万円	36.0% (36.0%)	
FGH Parent, L.P.	英領バミューダ諸島	保険持株会社	2021.10.1	3,185百万米ドル	25.0% (25.0%)	
Fortitude Group Holdings, LLC	米国ニュージャージー州	保険中間持株会社	2018.6.19	3,185百万米ドル	0% (0%)	
Fortitude Reinsurance Company Ltd.	英領バミューダ諸島	再保険業	2017.1.1	1百万米ドル	0% (0%)	

(注)
1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、子法人等（子会社を含む。）の議決権比率を内数で記載しております。
3. 太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱の設立年月日は、相互会社としての法人設立年月日を記載しており、それぞれ2003年４月１日付、2002年４月１日付にて相互会社から株式会社に組織変更しております。
4. T&Dフィナンシャル生命保険㈱の設立年月日は、東京生命保険相互会社としての設立年月日を記載しております。なお、同社は2001年10月17日付で相互会社から株式会社に組織変更を行い、現社名となっております。
5. ペット＆ファミリー損害保険㈱の設立年月日は、日本ファミリー保険企画㈱としての設立年月日を記載しております。なお、同社は2007年１月５日付でペット＆ファミリー少額短期保険㈱に商号を変更した後、2019年４月１日に金融庁より損害保険業の免許を取得し、現社名となっております。
6. Capital Taiyo Life Insurance Ltd.の資本金の決算日の為替相場による円換算額は629百万円であります。
7. Thuriya Ace Technology Co., Ltd.の資本金の決算日の為替相場による円換算額は160百万円であります。
8. Fortitude Group Holdings,LLCはFGH Parent, L.P.の完全子会社であります。
9. Fortitude Reinsurance Company Ltd.はFortitude Group Holdings,LLCの完全子会社であります。
10. 重要な企業結合の経過及び成果
当社グループは、子会社及び子法人等18社、関連法人等10社により構成されており、当社を含めた当期の連結経常収益は2兆6,143億円、親会社株主に帰属する当期純利益は141億円となりました。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当する事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2　会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況

（2022年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
上　原　弘　久	代表取締役社長	—	
森　中　哉　也	代表取締役副社長 ERM戦略部管掌・ 経営企画部担当・ ソーシャル・コミュニケーション部担当	大同生命保険㈱取締役 T&Dフィナンシャル生命保険㈱取締役	
永　田　光　宏	取締役専務執行役員 リスク統括部担当	大同生命保険㈱ 取締役専務執行役員	保険業法第８条第１項に基づき、金融庁長官の認可を取得しております。
大　庫　直　樹	取締役（社外役員）	ルートエフ㈱代表取締役 ㈱オリエントコーポレーション取締役	
渡　邊　賢　作	取締役（社外役員）	弁護士	
副　島　直　樹	取締役	太陽生命保険㈱ 代表取締役社長	
北　原　睦　朗	取締役	大同生命保険㈱ 代表取締役社長	
矢　内　淳　一	取締役（常勤監査等委員）	太陽生命保険㈱監査役	当社グループにおいて資産運用及び企画等の業務経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
寺　岡　康　夫	取締役（常勤監査等委員）	大同生命保険㈱監査役 T&Dユナイテッドキャピタル㈱監査役	当社グループにおいて資産運用及び事業投資等の業務経験があるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
加　藤　　遥	取締役（監査等委員） （社外役員）	弁護士 三井物産㈱監査役 ㈱レスターホールディングス取締役	
檜　垣　誠　司	取締役（監査等委員） （社外役員）	—	
山　田　眞之助	取締役（監査等委員） （社外役員）	公認会計士 エクシオグループ㈱監査役	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注）1. 2022年３月31日現在の執行役員（取締役兼務者は除く。）は次のとおりであります。

氏　名	地位及び担当
田村　泰朗	専務執行役員　総務部担当・内部監査部担当
居川　孝志	専務執行役員　リスク統括部副担当・内部監査部副担当
田中　義久	常務執行役員　経営企画部副担当
磯部　友康	常務執行役員　事業推進部担当
永井　穂高	常務執行役員　ERM戦略部担当・経営管理部担当
中村　修一	執行役員　経営管理部長
東城　孝	執行役員　リスク統括部長

2. 上記のほか、2022年４月１日付の執行役員（上記記載の取締役兼務者は除く。）異動は次のとおりであります。
   専務執行役員　　森山　昌彦
3. 大庫直樹氏、渡邊賢作氏、加藤遥氏、檜垣誠司氏及び山田眞之助氏は、㈱東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員会は、経営執行会議その他の重要な会議等への出席による情報収集と共有、業務執行部門からの業務報告の聴取及び内部監査部門との密接な連携等を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、矢内淳一氏及び寺岡康夫氏を常勤監査等委員に選定しております。
5. 加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ　当年度に係る取締役の報酬等の額

（単位：百万円）

区　分	月例報酬		賞与引当金		信託型株式報酬（役員報酬BIP信託）		報酬等総額	
	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
監査等委員でない取締役	10名	146	3名	35	3名	38	10名	220
（うち監査等委員でない社外取締役）	2名	20	0名	—	0名	—	2名	20
監査等委員である取締役	5名	96	0名	—	0名	—	5名	96
（うち監査等委員である社外取締役）	3名	37	0名	—	0名	—	3名	37
合　計	15名	242	3名	35	3名	38	15名	316

（注）1. 取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く）の月例報酬及び賞与引当金は業績連動報酬であり、また、信託型株式報酬は非金銭報酬であります。監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役を除く）（4名）の業績連動報酬等の総額は139百万円、非金銭報酬等の総額は38百万円であります。

2. 監査等委員でない取締役の報酬等限度額は、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会にて、年額450百万円、うち社外取締役分は年額40百万円（同株主総会終結直後の監査等委員でない取締役の数は９名（うち社外取締役は２名））の決議を行い、そのうち賞与の総額については取締役会にて年額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬等限度額とは別枠として、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会にて、信託型株式報酬において、連続する３事業年度ごとに、信託に拠出する信託金の上限金額を500百万円として決議しております。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント総数の上限は、215,000ポイント（１ポイント＝当社株式１株）としております。（同株主総会終結直後の信託型株式報酬の対象となる監査等委員でない取締役の数は４名）
監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2020年６月25日開催の第16回定時株主総会にて、年額150百万円（同株主総会終結直後の監査等委員である取締役の数は５名（うち社外取締役は３名））の決議を行い、その範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 上記の支給人数及び報酬等の額には、2021年６月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人数は、監査等委員でない取締役７名及び監査等委員である取締役５名であります。

4. 信託型株式報酬の金額は、当該制度に基づき当該事業年度中に付与されたポイントに係る費用計上額を記載しております。

5. 上記のほか、当事業年度中に、監査等委員でない取締役４名（退任した取締役１名を含む。）に対し、2020年度に計上した役員賞与引当金に含まれていなかった８百万円を賞与として支給いたしました。

ロ　個人別の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度及び報酬額等を設計しております。取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、役割・業績に応じて変動する月例報酬及び賞与、並びに信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する信託型株式報酬（国内非居住者は対象外）で構成しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役を含む非常勤取締役及び監査等委員である取締役は会社業績等と連動した報酬は相応しくないため、金額が固定された固定報酬で構成しております。

なお、当社は、個人別の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針をコーポレート・ガバナンス基本方針（以下、「本方針」）において定めております。本方針の改廃は、当社取締役会により決定しております。

報酬の種類	支給時期	個人別の役員報酬等の額に係る算定方法	支給方法
月例報酬	毎月	月例報酬及び賞与は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、取締役会において決定された報酬テーブル及び役員ごとの個別評価により算定された金額に基づき、代表取締役合議のうえ取締役社長である上原弘久が決定することを取締役会にて決議。 役員ごとの個別評価は取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価及び担当部門評価に基づいて実施し、指名・報酬委員会において審議を行い、代表取締役合議のうえ取締役社長が決定。	金銭
賞与	年1回		

報酬の種類	支給時期	個人別の役員報酬等の額に係る算定方法	支給方法
信託型 株式報酬	各役員 の退任時	信託型株式報酬は、取締役（社外取締役を含む非常勤取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く）に対して、取締役会で決定されたテーブルに基づき、役位に応じてポイントを付与。 なお、当社の役員退任時に累積ポイントに応じて当社株式を交付及び金銭を給付。 また当制度は、マルス・クローバック条項(※)を設定。	株式70% 金銭30%

（※）マルス・クローバック条項
信託型株式報酬制度は、受益権確定日よりも前に制度対象者が当社の定める非違行為等（著しい任務懈怠・法令違反行為・機密情報等の漏えい等）に該当した場合、会社株式の交付及びその売却代金の給付は行わないものとする旨定めております。また、受益権確定日以降、非違行為等に該当した場合、算定基礎株式数に算定株価を乗じて得た額につき賠償を求めることができる旨定めております。

＜個人別の役員報酬（月例報酬・賞与）の額の決定を取締役社長に委任する理由＞

・取締役社長である上原弘久は、当社全体の業績・業務執行等を俯瞰・監督するとともに、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の構成員であるため、指名・報酬委員会の役員ごとの個別評価の審議状況等を踏まえ、個人別の報酬（月例報酬・賞与）を決定するには最も適しているからであります。

＜指名・報酬委員会及び取締役会の関与＞

・当社は、役員の選解任（後継者計画を含む）及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を通じて当社及びT&D保険グループのコーポレート・ガバナンス態勢の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、2015年１月付で任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、取締役社長及び社外取締役で構成され、独立性及び中立性を確保するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。また、委員長は社外取締役の中から、委員の互選により選定することとしております。
・指名・報酬委員会は、当社及び直接子会社の役員処遇等に関する重要な決定及び変更に関する事項等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。月例報酬及び賞与は、指名・報酬委員会の審議を経て決定された役員ごとの個別評価及び取締役会において決定された報酬テーブル等に基づき決定しております。

＜会社業績評価と担当部門評価の算出方法＞

・会社業績評価と担当部門評価の評価配分は、役職ごとの責務に応じて取締役会において決定された基準に従い、加重平均を行っております。なお、代表取締役等の評価配分は、会社業績評価を100%としております。

会社業績評価	・会社業績に対する達成度合いに応じた評価を明確にするため、中長期的な経営戦略に基づき定める複数の経営指標等に加え、株主総利回りを会社業績評価の指標として使用。 ・経営指標等については、各項目の達成率等に応じた係数を乗じて点数を算出。
担当部門評価	・各部門の執行計画の達成状況等を踏まえて担当部門の点数を算出。

＜会社業績評価に係る主な経営指標（2021年度）＞

・会社業績評価に係る主な経営指標は以下のとおりです。
・財務に関する経営指標については、2021年度に策定したグループ長期ビジョンに基づき、2025

年度目標の達成に向けた単年度の目標達成率や進捗状況を評価しております。

①単年度評価項目

・2025年度目標の達成に向けて、単年度目標の達成率を評価。

	2025年度目標
グループ修正利益	1,300億円
新契約価値	2,000億円

	単年度目標	実　績	達成率
グループ修正利益	730億円	392億円	53.7%
新契約価値	1,471億円	1,669億円	113.5%

② 中長期評価項目

・2025年度目標の達成に向けて、進捗状況を評価基準として評価。

	2025年度目標
修正ROE	8.0%
ROEV	7.5%

・修正ROEの実績は、2.7%となっております。

・ROEVの実績は、7.0%となっております。

③ 市場評価項目

	評価基準等
株主総利回り	・株主総利回り(※)については、実績及びベンチマークとする上場生命保険会社との乖離率等を踏まえて点数を算出。 ※株主総利回り：Total Shareholder Return（TSR）

・株主総利回りの実績は、５年で「117.4%」となっております。
（注）株主総利回りは以下にて算出しております。
・５年：（2021年度末日の株価＋2017年度から2021年度までの１株当たり配当額の累計額）／2016年度末日の株価

④ ESG評価項目

・上記の財務に関する経営指標のほか、以下の非財務に関する経営指標について評価。

	評価基準等
お客さま満足度	・前年度水準を評価基準として達成状況を評価。
従業員満足度	
CO_2排出量の削減	

・お客さま満足度及び従業員満足度の実績は、前年度水準以上を達成しております。

・CO_2排出量の実績は、前年度水準から4.3%の削減を達成しております。

＜報酬の種類別の支給割合＞

・当社の役員の報酬構成について、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて健全なインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬（月例報酬・賞与）と信託型株式報酬の比率を設定しております。業績連動報酬である月例報酬は、役職ごとの責務に応じ報酬全体の約57～74%、賞与は報酬全体の約14～21%とし、信託型株式報酬は報酬全体の約10～22%となっております。

なお、月例報酬は、役員ごとの個別評価に基づき、標準評価を基準としてプラス約５％～マイナス約５％で変動いたします。また賞与については、役員ごとの個別評価に基づき、標準評価を基準としてプラス約40％～マイナス約40％で変動いたします。

（報酬構成割合のイメージ）



<当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

・個人別の報酬等の内容については、取締役会で決定された報酬テーブル及び指名・報酬委員会で審議された役員ごとの個別評価に基づき算定されていることを取締役会において確認し、本方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
大　庫　直　樹	当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。
渡　邊　賢　作	同　上
加　藤　　遥	同　上
檜　垣　誠　司	同　上
山　田　眞之助	同　上

（注）1.　当社は、定款において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の概要は上記のとおりであります。

2.　加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者の範囲	当社の取締役・執行役員及び直接子会社の取締役・監査役・執行役員
被保険者の実質的な保険料負担割合	なし（保険料は当社及び直接子会社が全額負担）
填補対象の保険事故の概要	会社役員に対する会社訴訟・株主代表訴訟・第三者訴訟による損害賠償金及び争訟費用を補償
役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	故意又は重過失に起因する損害賠償請求は保険金支払の対象外。保険金額には填補縮小割合を設定。

（注）1.　直接子会社は太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱、T&Dフィナンシャル生命保険㈱、T&Dユナイテッドキャピタル㈱、T&Dアセットマネジメント㈱及びペット＆ファミリー損害保険㈱であります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況	
大　庫　直　樹	ルートエフ㈱ ㈱オリエントコーポレーション	代表取締役 社外取締役
渡　邊　賢　作	―	
加　藤　　遥	三井物産㈱ ㈱レスターホールディングス	社外監査役 社外取締役
檜　垣　誠　司	―	
山　田　眞之助	エクシオグループ㈱	社外監査役

（注）1.　ルートエフ㈱、㈱オリエントコーポレーション、三井物産㈱、㈱レスターホールディングス及びエクシオグループ㈱と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
2.　加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

当社では、社外の企業経営者・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等及び業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任することとしており、社外取締役５名を選任しております。社外取締役については、高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できると考えております。主な活動状況は以下のとおりです。

氏　　名	在任期間	取締役会（監査等委員会）への出席状況	取締役会（監査等委員会）における発言その他の活動状況
大庫　直樹	４年９ヶ月 (2017年 ６月就任)	【取締役会】 17回のうち16回に出席	取締役会にて、外資系コンサルティング会社のパートナー（共同経営者）等を経て、企業経営者として、グローバルな視点と高い見識から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会（監査等委員会）への出席状況	取締役会（監査等委員会）における発言その他の活動状況
渡邊　賢作	1年9ヶ月 (2020年 6月就任)	【取締役会】 17回すべてに出席	取締役会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。
加藤　遥	8年9ヶ月 (2013年 6月就任)	【取締役会】 17回のうち16回に出席 【監査等委員会】 21回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。
檜垣　誠司	3年9ヶ月 (2018年 6月就任)	【取締役会】 17回すべてに出席 【監査等委員会】 21回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、銀行持株会社の取締役兼代表執行役社長及び銀行の代表取締役兼執行役員として企業経営に携わった豊富な知識・経験から必要な発言を適宜行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。
山田眞之助	1年9ヶ月 (2020年 6月就任)	【取締役会】 17回すべてに出席 【監査等委員会】 21回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、公認会計士として、主に財務及び会計の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」、「各所管部門長との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。

（注）加藤遥氏の婚姻前の氏名は松山遥であります。

(3) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,932,000千株
発行済株式の総数	589,000千株

(2) 当年度末株主数　212,485名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	101,470	18.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	32,173	5.72
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	12,608	2.24
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,444	1.68
JPモルガン証券株式会社	8,311	1.48
JP MORGAN CHASE BANK 385781	8,103	1.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	7,107	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	6,943	1.23
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	6,675	1.19
AIG損害保険株式会社	6,000	1.07

(注) 当社は、自己株式26,458千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 会社役員に対して交付した株式

該当する事項はありません。

5 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

6　会計監査人に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

8　業務の適正を確保するための体制

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

9　特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

10　親会社等との間の取引に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

11　会計参与に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

12　その他

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.td-holdings.co.jp/ir/stock/meeting/）に掲載しております。

＜ご参考資料＞

1. ガバナンス態勢

【コーポレート・ガバナンス基本方針の制定】

当社は、機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりました。

また、上場会社を対象とする「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を尊重し、すべての原則を受け入れるとともに、主な原則等に対する当社の取組方針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定めております。

【基本的な考え方】

当社は、次のとおり継続的にコーポレート・ガバナンスの充実を図ることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

1. 当社は、株主のみなさまの権利を尊重し、その権利を適切に行使することができる環境の整備を行うとともに、実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
2. 当社は、お客さま、株主のみなさま、従業員、代理店、取引先及び地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な企業文化・風土の醸成に取り組んでまいります。
3. 当社は、財務情報及び経営戦略・経営課題その他の非財務情報を含めた会社情報を適時適切に開示し、経営の透明性向上に取り組んでまいります。
4. 当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に取り組んでまいります。
5. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、ステークホルダーとの建設的な対話に取り組んでまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制】

当社は取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社として、取締役会から独立した監査等委員会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施しております。

また、業務執行能力の強化を目的に執行役員制度を導入し、監督と執行の責任の明確化を図ることで、取締役会のガバナンス機能を強化しております。

さらに、当社では、役員の選解任及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

加えて、当社の経営及び当社グループの経営管理に関する重要な事項を審議及び決議するための機関として「経営執行会議」を設置し、それに並列して、グループ企業価値の持続的な向上を実現するため、グループ全体の視点から、グループ成長戦略等に関する事項及びそれに付随する重要な事項を審議するための機関として「グループ成長戦略会議」を設置しております。

【取締役会の役割】

法令、定款及び当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。監査等委員会設置会社への移行により、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって一部の重要な業務執行の決定について取締役会から取締役へ委任しております。

これにより、「経営・監督と業務執行の分離」を行い、取締役会の経営機能（経営の方針・全体戦略の決定）及び監督機能の一層の強化を図るとともに、業務執行の機動性・効率性向上を推進しております。

【監査等委員会の役割】

当社の監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として、法令、定款及び当社関連規程の定めに基づき、取締役の職務の執行を監査するなどの役割・責務を果たしております。

【取締役会の実効性評価】

当社では、2021年度の取締役会全体（任意の指名・報酬委員会を含む）としての実効性に関し、客観性・透明性を確保する目的から取締役に第三者機関による匿名でのアンケート（自己評価）・インタビューを行い、取締役会において分析・評価をいたしました。

アンケートでは、取締役会の構成、運営、議論（経営機能）、監督機能、パフォーマンス等の評価項目に対し、選択式の回答と記述式の意見により実効性を確認いたしました。インタビューでは、アンケートで回答した評価の判断根拠や取締役会の課題を確認いたしました。

分析・評価の結果、次の事項等が確認され、取締役会は期待されている役割を概ね果たしており、実効的に機能していると判断いたしました。

- 取締役会の構成に多様性が確保されている。
- 取締役会での議論に到るまでのプロセスにおいて事前説明等で適切な情報提供が行われている。
- 取締役会の議事運営・議題選定が適切である。
- 事業ポートフォリオ、資本コストを意識した議論が進展している。
- 投資家との対話内容のフィードバックが十分なされている。

2020年度評価で認識した課題（指名・報酬委員会の機能強化、取締役会メンバー構成の検討、分かりやすい資料の作成・工夫、効率的な取締役会の運営等）に取り組み、着実な改善が見られていると認識しております。

また、取締役会における課題として、グループ経営戦略に関する議論の一層の充実・深化、グループ一体経営の更なる推進、取締役会でのより良い議論のために論点を簡潔にまとめた資料の構成・作成に改善の余地を認識いたしました。

本実効性評価で認識した課題への対応を通じて、取締役会のより一層の実効性向上に引き続き取り組んでまいります。

【指名・報酬委員会の目的・任務・構成】

当社は、役員の選解任（後継者計画を含む）及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を通じて当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンス態勢の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

当委員会の委員は、取締役社長及び社外取締役で構成され、独立性、客観性及び説明責任を強化するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。また、委員長は、社外取締役の中から、委員の互選により選定することとしております。

当委員会は、当社及び直接子会社の役員の選解任及び役員報酬に関する事項や当社の代表取締役社長後継者計画に関する事項などについて審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

（代表取締役社長及び経営陣幹部の選解任への関与状況）

当委員会は、代表取締役社長及び経営陣幹部について、会社業績評価や担当部門評価等に基づく役員別評価結果の審議を行っております。

代表取締役社長及び経営陣幹部の選解任（再任・不再任）は、役員別評価に加え適格性を確認のうえ審議し、審議結果を取締役会に報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

（代表取締役社長後継者計画への関与状況）

後継者計画に関する事項については、当委員会において計画の妥当性及び定期的な候補者の見直し等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

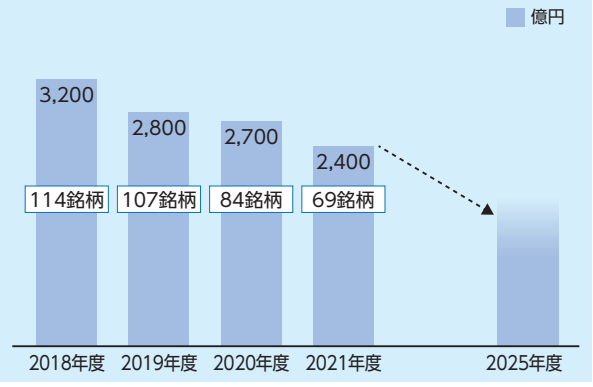
2. 政策保有株式の現況

【政策保有株式縮減実績及び目標】

当社グループでは、上場株式の政策保有に関する方針に則って、政策保有株式の縮減に取り組んでおります。

2021年度は、売却等により15銘柄の保有をゼロとし、その他５銘柄の一部売却とあわせて、時価ベースで430億円程度の残高縮減を実施いたしました。これは当初計画を上回る進捗状況となっております。また、足元の状況等を踏まえ更なる縮減計画の見直しを行っております。

今後、政策保有株式の残高は、グループ純資産に対する割合で、まずは２割程度に縮減を進め、2025年度末までにさらなる縮減を行ってまいります。



※上記は、簿価ベースの保有残高となります。

(参考) 政策保有株式の考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、当社グループの上場株式の政策保有に関する方針、政策保有に関する議決権行使基準についての考え方を次のとおり定めております。

【コーポレート・ガバナンス基本方針】

1．当社グループは、上場株式の政策保有を行う場合、次の方針に基づくものとする。

（1）上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、業務上の提携関係の維持・強化を図ること、並びに、株式価値の増大及び配当等の受領により中長期的な収益を享受するためとする。

（2）当社及び政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。

（3）個別の政策保有株式の保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減を行う。

（4）当社グループにおける上記（2）（3）の検証の内容は、毎年、開示する。

2．当社グループは、適切な議決権の行使が相手先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段と考え、政策保有株式について議決権を行使する。

3．前項の議決権の行使にあたっては、形式的な基準で判断するのではなく、相手先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点での対話等を通じ、認識の共有を図る。
なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示する。

3. サステナビリティの取組み　～SDGsへの貢献～

T&D保険グループは、「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて人と社会に貢献するグループを目指す」ことをグループの経営理念としております。幅広い分野の課題の取組みを通じて持続可能な世界を実現しようとする世界共通の目標であるSDGsと、当社グループが経営理念に基づき目指すところは同じです。

当社グループは、サステナビリティ重点テーマの選定プロセスのなかにSDGsへの貢献を組み入れ、事業の特徴や強みを活かしたサステナビリティの取組みを通じて、SDGs達成に貢献してまいります。

○最近の取組み

重点テーマ１
すべての人の健康で豊かな暮らしの実現

社会課題解決に貢献するため、お客さまニーズにあった商品などを提供

会社	商品	主な特徴
太陽生命	感染症プラス 入院一時金保険	新型コロナウイルス感染症等の所定の感染症を原因とした入院にも備える保険
大同生命	会社みんなでKENCO+	病気の「予防」とリタイアへの「そなえ」を一体化した保険
T&D フィナンシャル 生命	ハイブリッド アセットライフ Hybrid Asset Life 変額終身保険（災害加算・I型）	「投資信託」と「生命保険」を融合し、自助努力による資産形成をサポート

重点テーマ２
すべての人が活躍できる働く場づくり

従業員に働きやすい職場環境を提供するための取組みを実施

- 在宅勤務など多様な働き方を可能とする体制
- がんや生活習慣病等の疾病リスクを評価する「アミノインデックス®リスクスクリーニング」の受診をサポート
- 社員のキャリア形成・発揮をサポートする取組みを評価する「第３回プラチナキャリア・アワード」で３年連続優秀賞を受賞

重点テーマ３
気候変動の緩和と適応への貢献

CO_2排出量の削減を推進

【自社のCO_2排出量（Scope 1・2）削減目標の設定】

目標年度	削減率
2025年度	40%削減（2013年度比）
2050年度	ネットゼロ

【再生可能エネルギーの導入推進】

- 「RE100*」に加盟 RE100 | CLIMATE GROUP | CDP

  *事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目指す国際的なイニシアティブ

- 「2030年度までに60%再エネ化」を目標に設定

重点テーマ４
投資を通じた持続可能な社会への貢献

責任ある機関投資家として、投融資活動を通じてESG課題に貢献

【投融資先のCO_2排出量（Scope3、カテゴリー15）削減目標の設定】

目標年度	削減率
2030年度	40%削減（2020年度比） ※対象は国内上場企業の株式、社債、融資
2050年度	ネットゼロ

【ESGテーマ別投融資（主な取組事例）】

- 東京大学が発行する「ソーシャルボンド」への投資
- 独立行政法人都市再生機構が発行する「ソーシャルボンド」への投資
- 「アフリカの人々の生活の質の向上ボンド」への投資

4. 用語解説

		(頁)
クローズドブック事業	クローズドブック事業とは、保険会社が抱えるクローズドブック（事業戦略や商品構成の見直しにより新規引受を停止した保険商品の保有契約群）を取得・集約し、バリューアップを実現することで収益を獲得する保険事業の一種です。	22
ERM	資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成することを目的とした戦略的な経営管理手法のことを言います。リスクを回避すべきものととらえる受動的なリスク管理と異なり、ERMでは、リスクは排除・削減するだけのものではなく、資本の一定範囲内に抑えて健全性を確保したうえで、収益追求のために取るべきリスクを能動的に選択するものととらえます。	24
DX	DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、高速インターネットやクラウドサービス、人工知能（AI）などのIT（情報技術）によってビジネスや生活の質を高めていくことを言います。また、企業においてはITを活用したビジネスモデルの変革や、それに伴う業務、組織、企業文化などの変革を指します。	24
コーポレートガバナンス・コード	コーポレートガバナンス・コードとは、東京証券取引所が、実効的なコーポレートガバナンス（会社が、株主を含めたステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み）の実現に資する主要な原則を定めたものになります。	24
TCFD	Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略で、G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）により設置されたタスクフォースです。2017年６月に、投資家等の適切な投資判断のため、企業に対し気候関連のリスクと機会が財務にもたらす影響を開示することを促す情報開示の提言を公表しました。	25
ソルベンシー・マージン比率	通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「保険金の支払能力」を有しているかどうかを判断するための行政監督指針の一つであり、200%以上であれば、健全性についての一つの基準を満たしていることを示します。	28

2021年度（2022年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	890,674	保険契約準備金	14,505,391
コールローン	504	支払備金	72,683
買入金銭債権	170,920	責任準備金	14,359,852
金銭の信託	1,324,898	契約者配当準備金	72,856
有価証券	12,948,127	代理店借	1,676
貸付金	1,695,200	再保険借	13,917
有形固定資産	372,668	短期社債	4,999
土地	212,115	社債	157,000
建物	151,839	その他負債	1,413,188
リース資産	1,043	役員賞与引当金	305
建設仮勘定	3,539	株式給付引当金	1,221
その他の有形固定資産	4,130	退職給付に係る負債	42,145
無形固定資産	35,138	役員退職慰労引当金	48
ソフトウェア	33,892	価格変動準備金	259,979
リース資産	89	繰延税金負債	19,538
その他の無形固定資産	1,157	再評価に係る繰延税金負債	4,488
代理店貸	396	負債の部合計	16,423,901
再保険貸	34,298	（純資産の部）	
その他資産	340,540	資本金	207,111
退職給付に係る資産	2,851	資本剰余金	64,000
繰延税金資産	505	利益剰余金	670,203
貸倒引当金	△3,316	自己株式	△43,013
資産の部合計	17,813,408	株主資本合計	898,301
		その他有価証券評価差額金	509,632
		繰延ヘッジ損益	△2,527
		土地再評価差額金	△35,062
		為替換算調整勘定	10,906
		その他の包括利益累計額合計	482,949
		新株予約権	659
		非支配株主持分	7,596
		純資産の部合計	1,389,506
		負債及び純資産の部合計	17,813,408

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	**2,614,377**
保険料等収入	**1,781,952**
資産運用収益	**476,904**
利息及び配当金等収入	319,845
金銭の信託運用益	100,238
売買目的有価証券運用益	323
有価証券売却益	23,794
有価証券償還益	417
為替差益	28,152
その他運用収益	2,498
特別勘定資産運用益	1,634
その他経常収益	**338,770**
持分法による投資利益	**16,749**
経常費用	**2,557,348**
保険金等支払金	**2,174,187**
保険金	410,161
年金	280,766
給付金	152,729
解約返戻金	421,270
その他返戻金	88,461
再保険料	820,798
責任準備金等繰入額	**1,945**
支払備金繰入額	1,929
契約者配当金積立利息繰入額	16
資産運用費用	**82,332**
支払利息	1,690
有価証券売却損	25,069
有価証券評価損	2,103
金融派生商品費用	30,618
貸倒引当金繰入額	99
貸付金償却	2
賃貸用不動産等減価償却費	5,871
その他運用費用	16,877
事業費	**229,279**
その他経常費用	**69,602**
経常利益	**57,029**

科目	金額
特別利益	**467**
固定資産等処分益	347
国庫補助金	120
特別損失	**10,283**
固定資産等処分損	1,538
減損損失	31
価格変動準備金繰入額	8,593
その他特別損失	120
契約者配当準備金繰入額	**24,284**
税金等調整前当期純利益	**22,928**
法人税及び住民税等	**3,730**
法人税等調整額	**4,779**
法人税等合計	**8,510**
当期純利益	**14,418**
非支配株主に帰属する当期純利益	**237**
親会社株主に帰属する当期純利益	**14,180**

2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**68,744**	**流動負債**	**34,745**
現金及び預金	4,693	リース債務	4
前払費用	42	未払金	33,305
未収入金	58,229	未払費用	355
その他	5,779	未払法人税等	148
		未払消費税等	22
		預り金	802
		役員賞与引当金	74
		その他	31
固定資産	**888,378**	**固定負債**	**135,159**
		社債	120,000
		長期借入金	13,500
有形固定資産	**195**	リース債務	8
		長期未払金	220
建物	174	株式給付引当金	1,221
器具及び備品	9	預り保証金	209
		負債合計	**169,905**
		（純資産の部）	
リース資産	11	**株主資本**	**786,558**
		資本金	**207,111**
投資その他の資産	**888,183**	**資本剰余金**	**408,730**
		資本準備金	89,420
関係会社株式	758,177	その他資本剰余金	319,310
		利益剰余金	**213,728**
関係会社長期貸付金	129,400	その他利益剰余金	213,728
		繰越利益剰余金	213,728
繰延税金資産	274	**自己株式**	**△ 43,013**
		新株予約権	**659**
預託金	331	**純資産合計**	**787,217**
資産合計	**957,122**	**負債・純資産合計**	**957,122**

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**132,007**
関係会社受取配当金	126,736
関係会社受入手数料	3,866
関係会社貸付金利息	1,405
営業費用	**3,882**
販売費及び一般管理費	3,882
営業利益	**128,125**
営業外収益	**340**
受取利息	0
未払配当金除斥益	318
その他	21
営業外費用	**1,533**
支払利息	1,279
支払手数料	253
その他	0
経常利益	**126,932**
特別損失	**0**
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	**126,932**
法人税、住民税及び事業税	**101**
法人税等調整額	**△11**
法人税等合計	**89**
当期純利益	**126,842**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月17日

株式会社T&Dホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼　倉　健　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近　藤　洋　平

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T&Dホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月17日

株式会社T&Dホールディングス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼倉　健司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴　則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤　洋平

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2021年４月１日から2022年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告 謄本

監　査　報　告

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

また、三様監査の連携を図り、監査の実効性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部等が出席する会合を定期的に開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。さらに、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。また、新型コロナウイルス感染症に係る対応も取締役により適切に図られており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月18日

株式会社T&Dホールディングス監査等委員会

監査等委員(委員長)　檜垣　誠司
常勤監査等委員　矢内　淳一
常勤監査等委員　寺岡　康夫
監査等委員　松山　遙
監査等委員　山田　眞之助

(注) 監査等委員 檜垣誠司、松山遙及び山田眞之助は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。なお、監査等委員 松山遙の戸籍上の氏名は加藤遥であり、松山遙は、職務上使用している氏名であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル　本館５階「コンコードボールルーム」

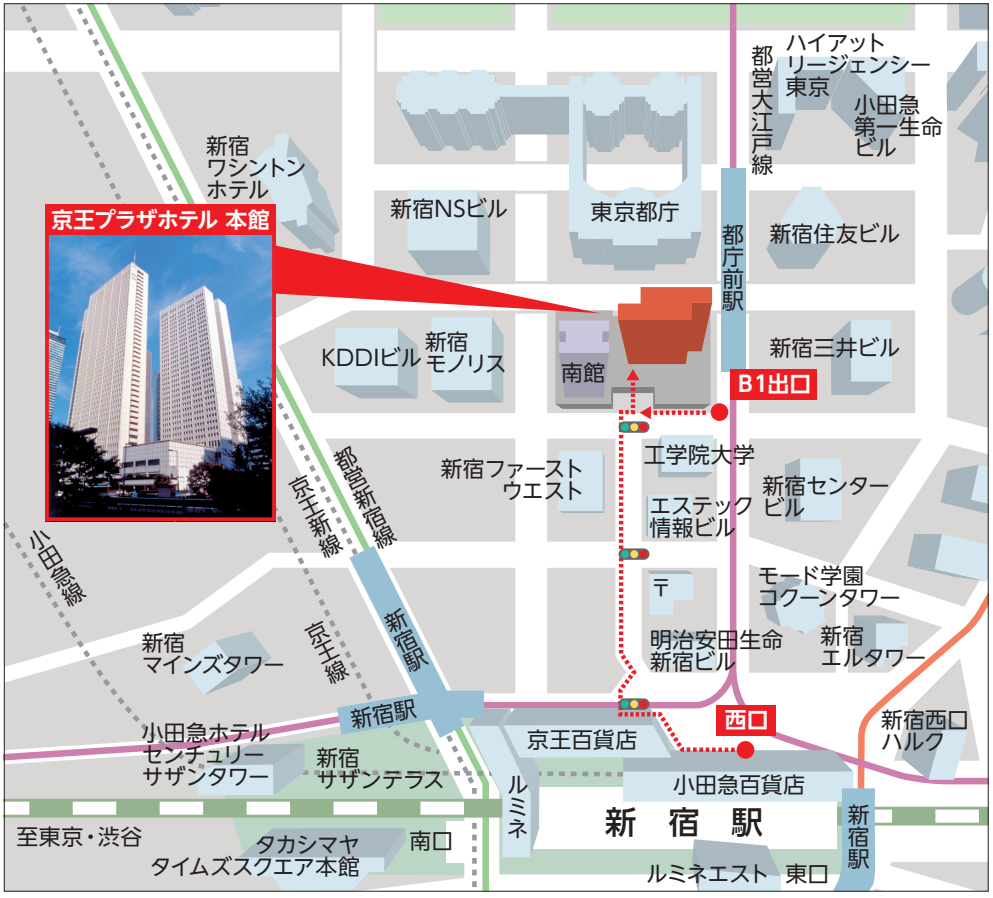
電　　話　03-3344-0111（代表）

交通機関のご案内

Ｊ　Ｒ
「新宿駅」
西口 徒歩７分

京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線
「新宿駅」
徒歩７分

都営大江戸線
「都庁前駅」
Ｂ１出口すぐ



株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

スマートフォン等から左記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　本紙は、植物油インキを使用しております。